240830

熟議での議論の整理

はじめに

- 1 就学制度について
 - (1)就学校指定 (2)指定校変更 (3)学校選択制
 - (4) 国の規制緩和の動き、通学区域の弾力化、学校選択制
- 2 他の自治体の学校選択制、指定校変更の実施状況
 - (1) 学校選択制の実施状況
 - ① 実施自治体の状況
 - a 全国の実施状況 b 政令指定都市の状況 c 東京都 2 3 区の状況
 - ② 制度の見直しや変更を行った自治体の事例
 - (2) 指定校変更制度の実施状況
 - ① 全国の状況 ②政令指定都市の状況 ③東京都23区の状況
- 3 本市の就学校指定の現状について
 - (1) 本市の小学校、中学校の現状
 - (2) 就学する学校の指定制度
 - ① 就学校の指定及び指定外就学(本市の指定校変更制度を、本市では、 「指定外就学」と言う。以下「指定外就学」)
 - ② 本市の通学区域の現状
 - ③ 調整区域
 - (3) 現在までの経緯
- 4 各区の区民の意見集約について
 - (1) 各区の学校教育フォーラムやアンケート結果(平成24年8月末)
- 5 就学制度改善の考え方について
 - (1) 現行の就学制度のメリット及び問題点
 - (2) 就学制度の改善に向けた観点
 - (3) 改善の手法

(学校選択制、指定外就学の基準の拡大、調整区域)

(4) 現在の通学区域制度についての考え方

- 6 就学制度改善の手法 小学校、中学校ごとに手法を検討する。
 - (1) 学校選択制
 - ① 自由選択制
 - ② ブロック選択制
 - ③ 隣接区域選択制
 - ④ 特定地域選択制
 - ⑤ 特認校 (施設一体型小中一貫校)
 - (2) 指定外就学の基準の拡大
 - ①通学の利便性など、地理的理由、②部活動など学校独自の活動、③その他(きょうだいへの配慮、小学校から中学校への継続した指定外)
 - (3) 調整区域の設定
- 7 各手法の概要について
 - (1) 学校選択制について
 - ① 基本内容について
 - a 選択の機会・対象者
 - b 選択できる範囲
 - c 各学校の受け入れ
 - d 学校選択の希望調査
 - e 抽せん
 - f 選択における優先
 - g 通学
 - h 学校選択のための情報提供
 - i 適正就学の取り組みとの関係

等

- ② 学校選択制のメリット
 - a 子どもや保護者が学校を選ぶことができる
 - b 子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つ
 - c 特色ある学校づくりが進められる
 - d 開かれた学校づくりが進む

等

- ③ 学校選択制の課題と対応の考え方
 - a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保
 - b 学校と地域の関係との整合性
 - c 学校の施設収容面での制約等

筡

(2) 指定外就学の基準拡大について

- ① 拡大する内容の検討について
 - a 通学の利便性などの地理的理由 通学距離が近い、又は通学が安全な場合
 - b 部活動等学校独自の活動
 - c その他(きょうだいへの配慮、小学校から中学校への継続した指 定外)
- ② 各学校で受け入れ枠の設定、申請受付、公開抽選、通学等
- ③ 指定外就学の基準の拡大のメリット
- ④ 指定外就学の基準の拡大の課題と対応の考え方
 - a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保
 - b 学校と地域の関係との整合性
 - c 学校の施設収容面での制約 等

(3) 調整区域の設定について

- ① 設定及び運用について
- ② メリット及び課題

(4) 各手法の関係

- ① 学校選択制と指定外就学の基準
 - a 学校選択制を実施するが、指定外就学の基準は、現行のまま。
 - b 学校選択制を実施しないが、指定外就学の基準を緩和する。
 - c 学校選択制の導入時に、在学生に限り、指定外就学の基準を緩和する。
- ② 学校選択制と調整区域の関係の整理
 - a 学校選択制を実施する区
 - b 学校選択制を実施しない区

- (5) 障がいのある児童生徒の就学について
 - ① 基本的な考え方 特別支援学級に入級する児童生徒について
 - ② 学校選択制による選択について
 - ③ 指定外就学について
- (6)変則的な通学区域(区を跨る通学区域等)について A区とB区に跨る通学域において、関係区、教育委員会で協議する。
 - ① A区、B区ともに学校選択制を実施する場合
 - ② A区は、学校選択制を実施し、B区は実施しない(指定外就学の基準の拡大)場合
 - ③ A区、B区ともに学校選択制は、実施しない(指定外就学の基準の拡大) 場合
- (7)他の市(守口市、門真市、大東市など)との区域外就学について
- (8) 校区変更との関係

変則的な通学区域については、学校選択制を実施する前に見直しを行い、校区変更を行う(前年の保護者への学校選択希望調査に間に合うよう)ことも考えられる。

終わりに